

# 税務・財務情報

第2601号

## ふるさと納税について

### 税務・財務に関する情報をお届けいたします

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、  
より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、  
何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！  
お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者が  
お伺いしたときに、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、  
少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人



株式会社トータル財務プラン  
友弘正人公認会計士事務所  
税理士法人トータル財務プラン

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail [topp@hi-ho.ne.jp](mailto:topp@hi-ho.ne.jp)

# ふるさと納税について

## 1 はじめに

最近、メディア等でふるさと納税に関する報道が多くなったような気がします。当初は、自分が生まれ育った故郷への恩返しとして住民税の一部を出身地に振分けるイメージでしたが、制度の趣旨が様変わりしている感があります。

寄附を受ける自治体、その分財源を失う自治体間において賛否両論あるようですが、それはともかくとしてそのふるさと納税をもう少し掘り下げてみようと思います。

## 2 ふるさと納税とは

ふるさと納税は寄附者の故郷に限定されることなく任意の自治体に寄附する事が出来ます。寄附を受けた多くの自治体は、その返礼として米、肉、魚、ハムソーセージ、チーズ、お酒、野菜、お菓子、旅館の宿泊券等々を寄附者に還元しているようです。

都道府県・市町村に対する寄附金のうち 2,000 円を超える部分について、一定限度額まで、原則として所得税と住民税から全額が控除されます。なお、所得税・住民税から寄附金控除の適用を受けるためには確定申告を行う必要があります。確定申告をしないといけない煩わしさが、ふるさと納税を躊躇する大きな要因になっているようです。

## 3 ふるさと納税の仕方

ふるさと納税の納付方法については自治体によって若干の相違があるようですが下記の3通りです。

### (1) 金融機関窓口での納付

- ① 寄附をされる方は自治体に対して電話、ファックス、HP、メール等により申込みを行います。
- ② 自治体は寄附される方へ納入通知書を送付します。
- ③ 寄附される方は納入通知書により取扱金融機関の窓口で納付します。

## (2) 専用口座への振込

- ① 寄附をされる方は自治体に対して電話、ファックス、HP、メール等により申込みを行います。
- ② 自治体は寄附される方に対して、寄附専用の口座をお知らせします。
- ③ 寄附される方は自治体から通知のあった口座に寄附金を納付します。
- ④ 自治体は納付を確認した後に寄附される方に対して領収済証を送付します。

## (3) 現金納付

- ① 寄附される方は自治体で寄附の申込を行い、直接現金により納付します。
- ② 自治体は納付を確認した後に、寄附される方に対して、領収済証を送付します。

## 4 寄附金控除に関する申告

- (1) 毎年1月1日～12月31日までに行った寄附について翌年3月15日までに所轄税務署に確定申告を行って下さい。
- (2) このとき、**3**で受取った領収済証などを申告書に添付することが必要ですので、注意して下さい。

寄附を行った年の所得税から所得控除されます。

寄附を行った翌年度の住民税から税額控除されます。

所得や寄附金に応じて控除の額は変動します。

## 5 ふるさと納税による控除額の計算

### ふるさと納税による控除の計算

都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）のうち、2,000円を超える部分については、次のとおり所得税・個人住民税から全額控除される。

- ① 所得税については、所得金額の40%を限度に、（寄附金－2,000円）を所得控除（したがって、【寄附金－2,000円】×所得税率）の所得税額が少なくなる）
- ② 個人住民税については、【（寄附金－2,000円）×10%】を税額控除
- ③ ①、②により個人住民税所得割額から控除できなかった部分を、特例分により全額控除  
特例分＝【（寄附金－2,000円）×（100%－10%－所得税率）】（個人住民税所得割額の1割を限度）

【控除イメージ（※1）】

← 寄附金額 3万円 →			
適用下限額	<b>【所得税】</b> 所得控除による軽減	<b>【個人住民税】</b> 税額控除（基本分） （※3）	<b>【個人住民税】</b> 税額控除（特例分）
2千円	$(3万円 - 2千円) \times 20\% (\text{※}2)$ =5,600円	$(3万円 - 2千円) \times 10\%$ =2,800円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">                     所得割額の 1割を限度                 </div> $(3万円 - 2千円) \times (100\% - 10\% - 20\% (\text{※}2))$ =19,600円
← 所得税と合わせた控除額 28,000円 →			

※1 年収700万円の給与所得者（夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%）が、地方団体に対し、平成25年に3万円の寄附をした場合のもの。

※2 所得税の限界税率であり、年収により0~40%の間で変動する。

※3 税額控除（基本分）については、対象となる寄附金額は総所得の30%を限度。

「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、都道府県が指定した寄附金は4%、市区町村は6%により算出。（詳しくは、弊社の職員にお聞きください。）

## 6 最後に

ふるさと納税については、平成20年4月30日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充される形で導入されました。いまさらの感はありますが、あえてニュースにさせていただきました。

弊社においても地方出身者が多数在籍しております。単なる住民税の割振りで、2,000円の負担で済む（返礼品ある自治体でしたら実益）なら、ふるさと納税したという社員がいると聞きおよんでいます。また、そう思われているお客様も多数いらっしゃるのではないかともあります。確定申告をしなければならないという煩わしさはありますが、このニュースを参考にしていただけたらと思います。